

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	金山町 (063614)
地域名 (地域内農業集落名)	荒屋地域 (荒屋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	90.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	90.2 ha
② 田の面積	76.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	13.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10.7 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>農業従事者の高齢化が進み、離農する農家も出始めており、一部の経営体に農地が集中しつつある。後継者がいる農家も数件であることから、地域内の経営体だけでの維持は難しくなってくると思われる。</p> <p>【地域内の基礎的データ】                  認定農業者:個人3人(60歳以下0人) ※地域外の認定農業者数を除いた人数                  団体経営体:荒屋集落営農                  主な作物:水稲、にら、大豆、そば、落花生、さくらんぼ</p>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲を中心とした経営が多いことから、園芸作物栽培との複合化に取り組む。</li> <li>・園芸作物を利用し、付加価値のある農業生産を目指す。</li> <li>・農業者の高齢化が進んでいることから、新規就農者の育成を図る。</li> <li>・農地の集積を進め、低コスト化を図り、農業所得の向上に努める。</li> <li>・規模拡大を検討している経営体へ積極的に農地を集積する。</li> <li>・地域外からの経営体を積極的に受け入れる。</li> </ul>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
基本的には地域内の認定農業者を中心に集積に取り組んで行くものの、他地域と比べ認定農業者数が少ない地域であるため、前者で受け切れない場合は「地域内の農業を担う者一覧」に記載されている経営体への集積に取り組んで行く			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	87.1	%	将来の目標とする集積率
			98.9 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

農地中間管理機構の活用、経営体間の話し合いを基に集約化に向けた検討を行っていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用し、認定農業者等の担い手へ農地集積を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・離農や経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(3)基盤整備事業への取組

大規模な基盤整備事業に取り組む予定は現時点ではないが、比較的取り組みやすい町単独の圃場整備事業を活用し、部分的な耕作条件の改善を図る。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

JA等と連携し、認定農業者及び新規就農者の確保に努め、栽培技術の支援や農地の斡旋など相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

当該サービス事業者が近隣にないため取り組みの予定はないが、そのような事業者が現れた場合は地域内で取り組みを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①狸などの鳥獣被害が拡大しないよう、今後も電気柵を設置する等の対策を行っていく必要がある。
- ②環境等へ配慮した農業に努める。
- ③ドローンを使用した農薬散布等に引き続き取り組んで行く。
- ⑤当町で数少ない果樹への取り組みを継続させたい。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農		水稻	13.0 ha	ha	水稻	20.0 ha	ha		
認農		水稻	10.0 ha	ha	水稻	15.0 ha	ha		
認農		水稻	6.0 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha		
利用者		果樹	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha		
利用者		野菜	0.7 ha	ha	野菜	0.7 ha	ha		
集		水稻	8.5 ha	ha	水稻	9.2 ha	ha		
認農		水稻	2.3 ha	ha	水稻	2.3 ha	ha		
認農		大豆、そば	25.0 ha	ha	大豆、そば	25.0 ha	ha		
認農		大豆、そば	0.3 ha	ha	大豆、そば	0.3 ha	ha		
認農		野菜	5.5 ha	ha	野菜	8.5 ha	ha		
認農		水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha		
認農		水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha		
到達		水稻、野菜	2.8 ha	ha	水稻、野菜	2.8 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		78.5 ha	0 ha		89.22 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。